

適正な弁護士人口に関する決議

第1 決議の趣旨

当面、司法試験合格者数を年間1000人程度に減少させるべきである。

第2 決議の理由

1 司法の役割と改革の理念

社会において、人権が護られ正義が実現されることは、市民が幸福で安定した生活を営む上での不可欠の基礎的根源的な前提条件である。立法・司法・行政等々あらゆる国政は、究極的には基本的人権の擁護と社会正義の実現に向けられているといっても過言ではない。

しかし、立法や行政は、最大多数の基本的人権の擁護を目指さざるを得ないことから、どうしても個人、特に少数者の人権擁護や幸福追求がこぼれ落ちてしまうことは避けられない。司法は、これら立法や行政等の政策により救いきれない人の人権を擁護し、社会正義を実現するための事後的救済の役割を果たす。

そのため、司法が市民にとって頼もしい人権の護り手であることが必要である。

そして、司法制度の改革についても、司法のこれら社会的機能を実現するためにどうすべきかを考えていくべきである。

これまで日弁連は、弁護士の数を増やすことが市民への司法アクセスを容易にし、司法がその社会的機能を果たすことができると考え、弁護士の数を急増させることに賛成してきた。

しかしながら、司法制度の改革は、弁護士の数さえ増やせば、司法の社会的機能が果たされるという簡単な問題ではない。司法的解決は、市民にとっては、勝っても負けても、多大な労力・時間・費用を要するのみならず、何よりも精神的な疲弊を伴う。すなわち、司法的解決は、基本的人権を擁護し社会正義を実現する上で非常に重要な「最後の砦」としての機能を果たす一方で、それに伴う市民の痛みは計り知れないものがある。また、司法による救済は、基本的には救済を求めた者のみが救われるという欠点がある。

その上、人権はデリケートなもので、一旦失われたら、事後的救済によってはなかなか回復され得ない。

そのため、基本的人権の擁護及び社会正義の実現は、本来は、司法による事後的個別的救済ではなく、立法や行政等により事前に、できる限り広く実現されるべきなのである。

司法制度改革審議会の意見書や日本弁護士会連合会（以下、「日弁連」という。）の平成12年の臨時総会決議は、規制緩和を推し進めて自由競争をあらゆる場面で機能させ、その結果、過当競争により生ずる紛争や被害を司法により事後的に救済すべきとの理念に基づいているが、この理念自体が誤っていたのである。

2 弁護士激増による弊害

弁護士に対する需要は、平成12年当時から統計上認められなかった。社会的需要が認められないにもかかわらず、弁護士のみを急激に増加させてきたのが司法改革である。その後、弁護士数が激増したが、平成15年をピークに過払訴訟を除いた事件数は減少する一方である。また、日弁連や各单位会弁護士会が業務拡大の道を模索したが、訴訟以外の弁護士に対する需要を見いだすことはできなかった。予防的な解決やコンプライアンス経営に弁護士の配置が社会から求められていると喧伝されていたが、結局、幻想に過ぎなかった。

その結果、弁護士人口の急激な増加は、既に様々な社会的弊害をもたらし始めている。

(1) 質の低下

まず、合格者数を増加させて司法試験の合格水準を下げたことによる質の低下が懸念される。事実、以前は、司法研修所の卒業試験である二回試験の不合格者数は3人程度であったが、司法試験合格者数を激増させた後の不合格者は、100人をはるかに超えている。最高裁判所は、二回試験不合格者について「実務法曹として求められるべき最低限の能力を習得しているとは認め難い」とする違例の評価を公表した。

次に、弁護士の過当競争により弁護士に余裕がなくなり、社会的に有意な公益的活動をすることができなくなったことも由々しき質の低下と言えるであろう。更に、依頼者と面談することなく事件処理をしたり、依頼者の承諾なく相手方と和解する等倫理的に問題のある弁護士が出現し始めている。

(2) 教育の質の低下

弁護士の職務は高度の専門性を必要とし、机上の学習のみで身につけられるものではない。弁護士が市民の人権の護り手としての機能を果たし、社会正義を実現するためには、実務に就くまでに充実した教育を受け、実務に就いた後も先輩弁護士の厳しい指導の下で数年間の経験を積む必要がある。ところが、司法試験合格者数を急増させたことにより、修習期間は半分に減らされ、実務修習でも受入れ可能な人数をはるかに超える修習生を指導せざるを得ないことから、以前のようなきめ細やかな、充実した修習は到底望み得ない。その上、司法試験合格者の急増に伴い、就職先を見つけられない新人弁護士の数が急激に増えている。そのため、実務についてから指導を受けつつ実際の事件に取り組み、知識と経験を研鑽する機会（オンザジョブトレーニング）が急速に失われつつある。

(3) 弁護士の質を担保する必要性

弁護士を増やして自由競争にすることにより質を向上させるとの議論がある。しかし、弁護士は医師と同様に自由競争が馴染まない分野である。市民が弁護士の質を見抜くためには、弁護士と同程度の専門的な法的知識を必要とするからである。

また、市民が法的トラブルに巻き込まれ、精神的にも追い込まれた状況の中で、自己責任で多数の弁護士のところへ行き、自分の目で良い弁護士を選ばなければならないの

では、市民にあまりに酷である。

弁護士の社会的使命・社会的役割を考えた時、市民がどの弁護士に事件依頼をしてもある程度質が担保されている社会を目指さなければならないのである。

また、弁護士会及び弁護士は、公権力が誤った方向に向かおうとしたとき、基本的人権を擁護し、社会正義実現のために公権力と対峙し、闘うことのできる唯一の民間団体である。弁護士会が、その社会的使命を全うするために、弁護士は、高い独立性を保証され弁護士による自治が認められているのである。

ところが、弁護士が過当競争に陥り経済的な基盤や活力等を失えば、弁護士が公権力に対峙し闘うべく活動するための完全な独立性を保持することがきわめて困難となる。

弁護士がこの社会的使命を果たすためにも、需要を無視した激増は社会的に甚大な被害をもたらすことになるのである。

(4) 就職問題

司法試験合格者数が 1000 人を超えた頃から、弁護士の就職難がささやかれるようになり、日弁連や各单位会弁護士会は就職説明会等の取り組みを積極的に行ってきた。しかし、就職難を解消するには至らず、「ノキ弁」(事務所内独立採算弁護士)、「タク弁」

(自宅を事務所として登録する弁護士) 及び「即独」(事務所に就職することなく資格取得と同時に開業する弁護士) が相当程度生まれた。弁護士による民間及び公共団体への就職も増えておらず、今後、更に「ノキ弁」「タク弁」「即独」が急激に増加する可能性が高く、次年度以降の就職未定者は加速的に増える可能性がある。

既に述べた通り、弁護士が弁護士としての使命を全うするためには、資格を取得した後も先輩弁護士の下で実務の研鑽を重ねる機会(オンザジョブトレーニング)が十分保証されなければならない。弁護士の就職難は、新人弁護士から研鑽の機会を奪うだけでなく、公益的な活動に力を注ぐ余裕をも奪いつつある。

(5) 司法過疎の問題

司法過疎解消が弁護士の数を増やすための理由に用いられたことがあった。

しかし、弁護士の数を増やしてもほとんどが大都市に集中して就職することから、弁護士数の激増が司法過疎解消に必ずしも貢献するわけでないことは既に明白である。現在、司法過疎はかなり解消されつつあるが、これは公設事務所設置等日弁連等のたゆまざる努力の結果である。また、そもそも司法過疎解消のために必要な人数は、数十人から 100 人程度と言われており、司法過疎解消は年間司法試験合格者数 3000 人の合理的根拠たり得ない。

(6) 法科大学院の抱える問題

法科大学院の最大の問題は、司法試験に経済的格差が持ちこまれたことである。法科大学院を卒業して修習生になるまでに学費のほか自らの生活費を捻出するために多額の負債を抱えなければならない。その上、2011 年度からは修習生の給与制が廃止され、就職先を見つけることは年々困難となっている。そのため、よほど裕福な家庭の子弟で

なければ事実上弁護士にはなれないのである。また、法科大学院の志願者が減少し定員に満たないこと、地方の法科大学院の定員削減率が高く中央集中化が加速していること等々からも、法科大学院については抜本的な見直しが必要である。

4 結論

弁護士の職務は、かけがえのない人権を扱うものであり、弁護士の社会的使命からして、過当競争による質の低下は許されない。弁護士の質の低下は、市民に対する弊害をもたらすだけでなく、公権力と対峙する機能を阻害しかねないのである。

当会は、市民の人権擁護と社会正義実現の観点から、修習生に対する十分な教育が担保され、かつ、新人弁護士に実務を通じた研鑽の機会（オンザジョブトレーニング）が得られる程度の数に司法試験合格者数を押さえるべきであると考えます。

具体的には、現行の2200人程度の合格者数を見直し、当面、司法制度改革審議会意見書が実施される前の弁護士が社会的使命を果たしうる程度の数である1000人程度まで減少させるべきであることを提言し、この決議をする。

2009年 月 日

兵庫県弁護士会